

大分県報

令和四年

号外（五三）

八月十六日

（火曜日）

目次

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部改正……………

○教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「に掲げる書類」を「の書類のうち必要とするもの」に改め、同条に次の二号を加える。

三 実務成績証明書

四 教科認定書

第六章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（令和四年改正法の施行に伴う失効等した普通免許状の再授与の申請書類の特例）

第二十二条の二 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号。以下「令和四年改正法」という。）による改正前の免許法の規定により更新

若しくは延長をせずに有効期間が満了し、又は令和四年改正法による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二

条の規定により失効した普通免許状を有する者が、再度その普通免許状の授与を受けようとする場合は、第十条から第十一条の二まで、第十三条から第十四条の二まで、第十六

条、第十七条及び第二十条の規定にかかわらず、大分県教育委員会が必要と認める書類の提出をもつて代えることができる。

第四号様式及び第八号様式中「第14条」の次に、「第14条の2」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。